

料金明細に関する特約

株式会社 C A C



料金明細に関する特約

株式会社CAC（以下「CAC」という。）が提供する料金明細の発行とその費用および取扱い等に関連する事項について料金明細に関する特約（以下「本特約」という。）として下記の条項によるものとします。

第 1 条 （適用範囲）

1. 本特約はCACが行うサービスの契約約款および利用規約等の定める附則条項の特約として扱うものとします。
2. 本特約の内容が契約約款および利用規約等と抵触する場合は、本特約がこれに優先し適用されるものとします。

第 2 条 （通知）

1. CACは、CACが行うサービスを受けるもの（以下「加入者等」という。）に対してCACが定めるサービスの利用形態に応じた料金等の明細をCACマイページに閲覧可能な状態にすることにより加入者等に通知します。
2. 加入者等は前項の方法によりCACマイページの提供が受けられるよう事前に利用登録を行うこととします。

第 3 条 （料金明細の送付）

第2条に関わらずCACは加入者等の申し出がある場合または第4条に定めるCAC利用料の支払方法を再登録しない場合は料金明細を加入者等に送付するものとします。この場合、加入者等はCACに対し料金明細の発行および送付に係る手数料としてCACが定める額を支払うものとします。

第 4 条 （利用料の支払い）

1. 加入者等は、利用料の支払方法としてクレジットカード払いまたは口座振替あるいはその両方を選択するものとします。ただし、CACが認めた場合は他の支払方法を登録することができます。
2. CACが提供するサービスの一部にはクレジットカード払いのみを指定するサービスがあります。指定されたサービスを利用する加入者等の支払方法はクレジットカード払いのみとします。
3. CACは加入者等が登録した支払方法で正常に支払いができない場合、支払周期を変更する場合があります。また、加入者等は正常に支払いができるよう支払方法の再登録を行うものとします。
4. CACは、加入者等が前項に記載する支払方法の再登録を行わない場合、CACが指定する支払方法に変更できるものとします。

第 5 条 （料金明細の送付停止）

1. 第4条で支払方法の再登録を行わなかった加入者等が利用料の支払方法を再登録し、支払結果が正常であることを確認できた場合は料金明細の送付を停止するものとします。
2. 前項で料金明細の送付停止となった加入者等が料金明細の送付継続を希望した場合、送付を継続することとします。

附 則

1. 本特約は2022年11月01日より施行します。